

大和市終活支援 条例を制定

市は、終活に取り組む市民を支援するため、「大和市終活支援条例」を制定しました。

**終活に取り組む人が
増えています**

近年、長寿化の進展や、核家族化といった社会構造の変化などにより、人々の暮らし方や人生のエンディング(最期の迎え方)に対する考え方が多様化しています。それに伴い、自分自身だけではなく、残される家族や周囲の人々のために終活に取り組む人が増えています。

同条例では、市の責務のほか、市民や事業者の役割などを明記。市は、市民が抱える終活に関する不安を解消し、終活に対する施策を一層推進していきます。



9 保健福祉センターおひとりさま政策課おひとりさま政策係 ☎(260)56222 FAX(262)0099

低所得の子育て世帯に 生活支援特別給付金を支給 ひとり親世帯以外の子育て世帯が対象

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。この給付金は全国一律の制度で、給付を受けるには、一部の人を除いて申請が必要です。なお、今年4月分の児童扶養手当を受給し、ひとり親世帯分の給付金をすでに受給した人は原則対象外です。

給付額▼対象児童1人につき5万円。
※1

1 平成15年4月2日〜令和4年2月28日に出生した児童特別児童扶養手当を受給している障がい児は、平成13年4月2日〜同年4月1日生まれも含む

保健福祉センター子ども総務課
課手当医療係 ☎(260)5608
FAX(264)0202

対 象	申し込み
今年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給しており、令和3年度の住民税均等割が非課税の人	不要(対象者には個別通知を送付)
対象児童*1を養育しており、次のいずれかに該当する人 ①令和3年度の住民税均等割が非課税である ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて今年1月以降に家計が急変し、令和3年度の住民税均等割が非課税*2の人と同様の水準にある	子ども総務課へ要問い合わせ

※2 受給対象となる令和3年中の収入見込額の目安(参考)

世帯の人数	家族構成(例)	年間収入見込額
3人	夫婦+子ども1人	2,057,000円
4人	夫婦+子ども2人	2,557,000円
5人	夫婦+子ども3人	3,057,000円

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」コールセンター(厚生労働省)
同給付金の概要は、コールセンターでも案内しています。
☎0120(811)166
※月々金曜日午前9時〜午後6時(祝日を除く)。